

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1: 小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

令和 3年 4月～ 社員のニーズの把握、検討開始

平成 4年 4月～ 制度導入

平成 4年 4月～ 制度の説明会等による社内周知

目標2: 週1日程度の在宅勤務ができる制度を試行的に導入する。

<対策>

令和 4年 4月～ 在宅勤務の内容や対象について検討

平成 4年 10月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討